

年金制度改正法の施行スケジュール(予定)の公表について

6月20日(金)に公布された年金制度改正法(社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律)について、施行スケジュール(予定)が公表されました。

○厚生労働省の掲載ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2025kaisei.html>

今回公表された内容を元に、年金制度改正法の私的年金に関する施行期日について以下の通りまとめておりますので、ご連絡いたします。

【私的年金に係る主な法改正内容】

※赤字部分が、今回予定の公表された部分です。

法令	項目	施行期日
確定給付企業年金法の一部改正	【企業年金の運用の見える化】	【施行期日: 公布の日から5年以内の政令で定める日】
確定拠出年金法の一部改正	【簡易型DC制度の廃止】	【施行期日: 2026年4月1日】
	【マッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止】	【施行期日: 2026年4月1日(予定) 】
	【企業年金の運用の見える化】	【施行期日: 公布の日から5年以内の政令で定める日】
iDeCo	【加入年齢範囲の拡大】	【施行期日: 2027年の控除分から実現を目指す 】

※企業型DCおよびiDeCoの拠出限度額の拡充等の措置を講ずる必要があることは言及されています。【**2027年の控除分から実現を目指す**】

※企業年金に関しては、その他、死亡の届出に関する取扱いの変更等も実施されます。

【ご参考】

年金制度改正法の公布について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2043>

令和7年度 与党税制改正大綱について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/1971>

以上